明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令（総務一）　一
○不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務一）　六
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通一）　四

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和五年分）を公表する件（総務三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和六年分）を公表する件（同四）　三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四～七、一〇）　七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同八）　元
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同九）　四
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産五七）　四
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一二）　四

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
企業年金基金清算人就任、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第二号の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十日

総務大臣　村上誠一郎

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
電線共同溝総延長	1,568	km
情報ボックス総延長	8,324	km
［略］		
QoS制御係数	1.24	—
［略］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	116	pps／Mbps
［略］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9805	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6730	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7157	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1843	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6288	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7578	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8297	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7180	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7211	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7243	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9222	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9890	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1575	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9846	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7478	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8267	—

改正前

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［同左］		
電線共同溝総延長	1,558	km
情報ボックス総延長	8,335	km
［同左］		
QoS制御係数	1.26	—
［同左］		
ＩＰデータ系Mbps当たりパケット数	177	pps／Mbps
［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.9372	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6723	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7125	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.1305	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6269	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7561	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8232	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7157	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7236	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7276	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.9031	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.9441	—
土地単価時点補正係数（東京都）	1.1041	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9517	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7519	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8261	—

土地単価時点補正係数（石川県）	0.8193	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7026	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7439	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7600	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7909	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8201	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0703	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7820	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8615	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9967	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9686	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9128	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8316	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6714	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6669	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8423	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8742	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7266	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6304	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.6915	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7357	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6015	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.1245	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7733	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.8021	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9316	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8313	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7926	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6887	—

土地単価時点補正係数（石川県）	0.8081	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7037	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7464	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7577	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7920	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8206	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0368	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7798	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8572	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9713	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9429	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.8952	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8323	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6755	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6703	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7259	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8331	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8623	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7236	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6329	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.6927	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7401	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6037	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.0636	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7567	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.7946	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9062	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8159	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7928	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6931	—

土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.3745	—
監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.001565	—
監視設備（収容局設備）　対投資額比率	0.05680	—
監視設備（コア局設備）　対投資額比率	0.07993	—
監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.03634	—
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.01082	—
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.09865	—
共通用建物　対投資額比率	0.01311	—
共通用土地　対投資額比率	0.008625	—
［略］		
構築物　対投資額比率	0.06792	—
機械及び装置　対投資額比率	0.0006746	—
車両　対投資額比率	0.0001338	—
工具、器具及び備品　対投資額比率	0.007926	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）　対投資額比率	0.004371	—

別表第４の３（第６条関係）　費用算定に用いる数値

項　　目	数　　値	単　　位
［略］		
主配線盤施設保全費対投資額比率	0.04511	—
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.04511	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02088	—
［略］		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09174	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08845	—
［略］		
ＣＳ施設保全費対投資額比率	0.07202	—
関門系ルータ施設保全費対投資額比率	0.07000	—
［略］		
ＳＢＣ施設保全費対投資額比率	0.09453	—

土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.3032	—
監視設備（総合監視）　対投資額比率	0.001501	—
監視設備（収容局設備）　対投資額比率	0.05643	—
監視設備（コア局設備）　対投資額比率	0.07811	—
監視設備（市外線路）　対投資額比率	0.03659	—
監視設備（市内線路）　対投資額比率	0.01099	—
監視設備（伝送無線機械）　対投資額比率	0.09972	—
共通用建物　対投資額比率	0.01077	—
共通用土地　対投資額比率	0.006779	—
［同左］		
構築物　対投資額比率	0.06675	—
機械及び装置　対投資額比率	0.0006728	—
車両　対投資額比率	0.0001275	—
工具、器具及び備品　対投資額比率	0.006621	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）　対投資額比率	0.004236	—

別表第４の３（第６条関係）　費用算定に用いる数値

項　　目	数　　値	単　　位
［同左］		
主配線盤施設保全費対投資額比率	0.05031	—
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.05031	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02688	—
［同左］		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09875	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08869	—
［同左］		
ＣＳ施設保全費対投資額比率	0.08789	—
関門系ルータ施設保全費対投資額比率	0.08590	—
［同左］		
ＳＢＣ施設保全費対投資額比率	0.10575	—

ＥＮＵＭサーバ施設保全費対投資額比率	0.09460	—
ＤＮＳサーバ施設保全費対投資額比率	0.09333	—
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	82,035	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	77,259	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	79,988	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	83,855	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	79,533	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	81,353	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	82,717	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	82,945	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	82,035	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	80,898	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	86,356	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	87,039	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	92,952	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	87,494	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	80,443	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	83,172	円／km

ＥＮＵＭサーバ施設保全費対投資額比率	0.10573	—
ＤＮＳサーバ施設保全費対投資額比率	0.10555	—
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	95,307	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	89,794	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	93,101	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	97,512	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	91,999	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	94,480	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	96,134	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	96,134	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	95,031	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	93,928	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	100,544	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	101,095	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	107,711	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	101,371	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	93,101	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	96,134	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	83,627	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	75,667	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	86,129	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	82,262	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	78,623	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	81,580	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	79,078	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	77,486	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	79,761	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	76,804	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	78,851	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	79,306	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	73,392	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	73,392	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	74,757	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	96,409	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	86,210	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	99,717	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	95,582	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	90,896	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	94,480	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	91,172	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	91,447	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	90,069	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	88,691	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	90,896	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	87,588	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	90,069	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	90,345	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	84,556	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	84,556	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	86,210	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	76,349	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	75,439	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	78,396	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	79,533	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	77,031	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	77,031	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	79,306	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	78,396	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	76,121	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	75,212	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	75,894	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	74,757	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	76,121	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	69,753	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	111	円／回線
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	14,752	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	13,893	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	14,384	円／km

メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	88,415	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	86,761	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	88,691	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	90,069	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	87,313	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	87,313	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	92,826	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	91,447	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	88,691	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	87,588	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	88,415	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	87,037	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	88,691	円／km
メタルケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	80,697	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円／回線
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	15,745	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	14,834	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	15,381	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	15,079	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	14,302	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	14,629	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	14,874	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	14,915	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	14,752	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	14,547	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	15,529	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	15,651	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	16,715	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	15,733	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	14,465	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	14,956	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	15,038	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	13,606	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	15,488	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	14,793	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	14,138	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	16,110	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	15,199	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	15,609	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	15,700	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	15,518	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	16,610	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	16,702	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	17,795	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	16,747	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	15,381	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	15,882	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	15,927	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	14,242	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	16,474	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	15,791	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	15,017	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	14,670	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	14,220	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	13,934	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	14,343	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	13,811	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	14,179	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	14,261	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	13,197	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	13,197	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	13,443	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	13,729	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	13,565	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	14,097	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	14,302	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	13,852	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	13,852	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	15,609	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	15,062	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	15,108	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	15,017	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	14,470	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	14,925	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	13,969	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	13,969	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	14,242	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	14,607	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	14,333	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	14,880	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	14,425	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	14,425	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	14,261	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	14,097	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	13,688	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	13,525	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	13,647	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	13,443	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	13,688	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	12,543	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	111	円／回線
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	91,899	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	86,512	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	89,590	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	93,951	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	89,077	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	91,129	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	92,668	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	92,925	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	91,899	円／km

加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	15,335	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	15,108	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	14,470	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	14,607	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	14,379	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	14,652	円／km
加入系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	13,332	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	120	円／回線
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	95,232	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	89,685	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	93,013	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	97,450	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	91,904	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	94,400	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	94,954	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	90,616	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	96,772	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	97,542	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	104,210	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	98,055	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	90,103	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	93,181	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	93,694	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	84,717	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	96,516	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	92,155	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	88,051	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	91,386	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	88,564	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	86,769	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	93,845	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	100,501	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	101,056	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	107,711	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	101,333	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	93,013	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	96,064	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	96,341	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	86,080	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	99,669	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	95,509	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	90,794	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	94,400	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	91,072	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	91,349	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	88,576	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	89,334	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	85,999	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	88,308	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	88,821	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	82,152	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	82,152	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	83,691	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	85,486	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	84,460	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	87,795	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	89,077	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	86,256	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	86,256	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	88,821	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	87,795	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	85,230	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	84,204	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	84,973	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	90,794	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	87,467	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	90,240	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	84,416	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	84,416	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	86,080	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	88,298	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	86,635	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	89,962	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	87,189	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	87,189	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	92,736	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	91,349	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	87,467	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	88,298	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	83,691	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	85,230	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	78,048	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	334,378	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	314,417	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	325,823	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	341,983	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	323,922	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	331,527	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	337,230	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	338,181	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	334,378	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	329,626	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	352,439	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	355,290	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	380,005	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	357,192	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	327,724	円／km

中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	86,912	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	88,576	円／km
中継系光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	80,533	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（北海道）	321,302	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（青森県）	302,266	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岩手県）	313,688	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮城県）	328,917	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（秋田県）	309,880	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山形県）	318,447	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福島県）	324,158	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（茨城県）	324,158	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（栃木県）	320,350	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（群馬県）	316,543	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（埼玉県）	339,387	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（千葉県）	341,290	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（東京都）	364,134	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（神奈川県）	342,242	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（新潟県）	313,688	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	339,131	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	341,032	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	307,763	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	351,488	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	335,329	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	320,120	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	332,477	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	322,021	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	315,367	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	324,873	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	312,516	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	321,071	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	322,972	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	298,257	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（富山県）	324,158	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（石川県）	325,110	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福井県）	289,892	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山梨県）	336,531	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長野県）	322,254	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岐阜県）	306,073	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（静岡県）	318,447	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛知県）	307,025	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（三重県）	307,977	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（滋賀県）	303,218	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（京都府）	298,458	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大阪府）	306,073	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（兵庫県）	294,651	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（奈良県）	303,218	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（和歌山県）	304,169	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鳥取県）	284,181	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	298,257	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	303,961	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	310,615	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	306,812	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	319,169	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	323,922	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	313,466	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	313,466	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	322,972	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	319,169	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	309,664	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	305,862	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	308,713	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	303,961	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	309,664	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	283,049	円／km
管路延長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
中口径管路亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
とう道亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km
共同溝亘長１km当たり施設保全費	46,227	円／km

海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（島根県）	284,181	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（岡山県）	289,892	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（広島県）	297,507	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（山口県）	291,796	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（徳島県）	298,458	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（香川県）	303,218	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（愛媛県）	293,699	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（高知県）	293,699	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（福岡県）	312,736	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（佐賀県）	307,977	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（長崎県）	298,458	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（熊本県）	294,651	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（大分県）	297,507	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（宮崎県）	292,748	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（鹿児島県）	298,458	円／km
海底光ケーブル延長１km当たり施設保全費（沖縄県）	270,856	円／km
管路延長１km当たり施設保全費	46,489	円／km
中口径管路亘長１km当たり施設保全費	46,489	円／km
とう道亘長１km当たり施設保全費	46,489	円／km
共同溝亘長１km当たり施設保全費	46,489	円／km

自治体管路延長１㎞当たり施設保全費	46,227	円／㎞
電線共同溝延長１㎞当たり施設保全費	46,227	円／㎞
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04325	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01427	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.06793	—
［略］		
監視設備（市外線路）市外線路延長１㎞当たり施設保全費	4,214	円／㎞
監視設備（市内線路）市内線路延長１㎞当たり施設保全費	1,038	円／㎞
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02088	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01427	—
［略］		
車両施設保全費対投資額比率	0.02910	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.001455	—
［略］		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09174	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08845	—
ＣＳソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07202	—
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.07000	—
ＳＢＣソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09453	—
ＥＮＵＭサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09460	—
ＤＮＳサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09333	—
［略］		
電柱１本当たり道路占用料	230	円／本
管路１㎞当たり道路占用料	26,850	円／㎞

自治体管路延長１㎞当たり施設保全費	46,489	円／㎞
電線共同溝延長１㎞当たり施設保全費	46,489	円／㎞
電力設備施設保全費対投資額比率	0.03428	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01364	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.06952	—
［同左］		
監視設備（市外線路）市外線路延長１㎞当たり施設保全費	3,960	円／㎞
監視設備（市内線路）市内線路延長１㎞当たり施設保全費	1,106	円／㎞
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02688	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01364	—
［同左］		
車両施設保全費対投資額比率	0.03101	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.001665	—
［同左］		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.09875	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08869	—
ＣＳソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08789	—
関門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.08590	—
ＳＢＣソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10575	—
ＥＮＵＭサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10573	—
ＤＮＳサーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.10555	—
［同左］		
電柱１本当たり道路占用料	248	円／本
管路１㎞当たり道路占用料	29,225	円／㎞

中口径管路１㎞当たり道路占用料	268,270	円／㎞
とう道１㎞当たり道路占用料	597,080	円／㎞
情報ボックス１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
自治体管路１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
電線共同溝１㎞当たり道路占用料	3,143	円／㎞
き線点遠隔収容装置１台当たり道路占用料	48	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001707	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001988	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.001975	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.000787	—
建物撤去費用対投資額比率	0.003701	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.004065	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006616	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00001651	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0007199	—
試験研究費対直接費比率	0.02456	—
管理共通費比率（メタルＩＰ電話）	0.1247	—
管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1507	—
経済的耐用年数		
［略］		
架空メタルケーブル	36.5	年
地下メタルケーブル	45.5	年
［略］		
管路	66.65	年
中口径管路	66.65	年
［略］		
電線共同溝	66.65	年
［略］		

中口径管路１㎞当たり道路占用料	292,027	円／㎞
とう道１㎞当たり道路占用料	615,336	円／㎞
情報ボックス１㎞当たり道路占用料	3,239	円／㎞
自治体管路１㎞当たり道路占用料	3,239	円／㎞
電線共同溝１㎞当たり道路占用料	3,239	円／㎞
き線点遠隔収容装置１台当たり道路占用料	52	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.002797	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.001866	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.001981	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0008598	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002464	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.006274	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.001048	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001072	—
試験研究費対直接費比率	0.02522	—
管理共通費比率（メタルＩＰ電話）	0.1136	—
管理共通費比率（光ＩＰ電話）	0.1344	—
経済的耐用年数		
［同左］		
架空メタルケーブル	35.5	年
地下メタルケーブル	44.5	年
［同左］		
管路	65.6	年
中口径管路	65.6	年
［同左］		
電線共同溝	65.6	年
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行うことができる。

２　電気通信事業法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、この省令の施行の際現に同項の規定により認可を受けている接続約款について、新接続料規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同項の規定に基づく変更に係る申請をすることができる。

３　総務大臣は、前項の申請が新接続料規則の規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前においても、当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。

（経過措置）

第三条　前条第二項の申請があった場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新接続料規則の規定に適合しているものとみなす。

○法務省令第一号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十五条及び不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十七条の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　［略］	第三章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　［略］	第三節　［同上］
［第一款～第二款の三　略］	［第一款～第二款の三　同上］
第二款の四　旧氏の併記（第百五十八条の三十四―第百五十八条の三十七）	第二款の四　旧氏の併記（第百五十八条の三十四―第百五十八条の三十七）
第二款の五　検索用情報（第百五十八条の三十八―第百五十八条の四十一）	
［第三款～第六款　略］	［第三款～第六款　同上］
第四節　［略］	第四節　［同上］
［第四章～第六章　略］	［第四章～第六章　同上］
附則	附則
（申出立件事件簿等）	（申出立件事件簿等）
第二十七条の二　申出立件事件簿には、検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。）、代替措置等申出（第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。	**第二十七条の二**　申出立件事件簿には、代替措置等申出（第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。
２　［略］	２　［同上］
３　申出立件関係書類つづり込み帳には、検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。	３　申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。
４　［略］	４　［同上］

［款を加える。］

第二款の五　検索用情報

（検索用情報管理ファイル）

第百五十八条の三十八　法務大臣は、所有権の登記名義人（自然人である者に限る。以下この款において同じ。）についての次に掲げる事項を記録する検索用情報管理ファイルを備えるものとする。

一　氏名

二　氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三　住所

四　出生の年月日

五　電子メールアドレス

六　所有権の登記名義人として記録されている登記記録を特定するために必要な事項

２　検索用情報管理ファイルは、所有権の登記名義人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

３　検索用情報管理ファイルに記録された情報の保存期間は、永久とする。

（検索用情報の申出）

第百五十八条の三十九　所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（法第四十九条第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者（これらの登記の申請人である場合に限る。）が国内に住所を有するときは、これらの登記の申請人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人となる者についての次に掲げる事項（以下この条及び次条において「検索用情報」という。）を申請情報の内容として申し出るものとする。

一　氏名

二　氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三　住所

四　出生の年月日

五　電子メールアドレス

２　前項の規定による申出（次項及び第五項において「検索用情報同時申出」という。）をする場合には、当該所有権の登記名義人となる者の前項第二号及び第四号に掲げる事項を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

３　電子申請の申請人が検索用情報同時申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が第一項第二号及び第四号に掲げる事項を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

４　登記官は、第一項の規定により検索用情報に係る情報が提供されたときは、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録するものとする。

５　登記官は、検索用情報同時申出があった場合において、当該検索用情報同時申出に係る申請に基づく登記をしたときは、職権で、申出のあった所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

第百五十八条の四十　国内に住所を有する所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該所有権の登記名義人についての検索用情報を検索用情報管理ファイルに記録するよう申し出ることができる。

2　前項の規定による申出（以下この条において「検索用情報単独申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　所有権の登記名義人の検索用情報

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三　申出の目的

四　申出に係る不動産の不動産所在事項

3　検索用情報単独申出は、申出に係る不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してしなければならない。ただし、異なる登記所の管轄区域にある二以上の不動産について検索用情報単独申出をするときは、当該検索用情報単独申出は、当該不動産のうちいずれかの不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができる。

4　第二項第四号の規定にかかわらず、不動産番号（申出を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産について申出をする場合にあっては、不動産番号及び当該申出を受ける登記所以外の登記所の表示）を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この条において「検索用情報申出情報」という。）の内容としたときは、同項第四号に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とすることを要しない。

5　検索用情報単独申出においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を検索用情報申出情報の内容とするものとする。

一　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二　第八項に規定する検索用情報申出添付情報の表示

三　申出の年月日

四　検索用情報申出情報を提供する登記所の表示

6　検索用情報単独申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、検索用情報申出情報を登記所に提供してしなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法

二　検索用情報申出情報を記載した書面（第十四項及び第十六項において「検索用情報申出書」という。）を提出する方法

7　検索用情報申出情報は、所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。

8　検索用情報単独申出をする場合には、次に掲げる情報（第十一項及び第十四項において「検索用情報申出添付情報」という。）をその検索用情報申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一　申出人となるべき者が申出をしていることを明らかにする市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（当該情報を記載した書面の写しを含む。）

二　代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

三　第二項第一号に掲げる事項（電子メールアドレスを除く。）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）。ただし、所有権の登記名義人に係るものであることを登記官が確認することができる当該事項を検索用情報申出情報の内容としたときを除く。

9　第三十七条の二の規定は、検索用情報単独申出をする場合について準用する。

10　第百五十八条の八第一項及び第百五十八条の九の規定は、第六項第一号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「受付」とあるのは「立件」と、同条第三項中「別記第四号の二」とあるのは「別記第四号の三」と、同項第一号中「受付番号」とあるのは「立件番号」と読み替えるものとする。

11　令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項に規定する場合において送信する検索用情報申出添付情報（第八項第三号に掲げる情報に限る。）について準用する。

12　第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第二項の電子署名について、第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

13　第六項第一号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする申出人が検索用情報申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第一号及び第三号に掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、同号に掲げる情報については、登記官が所有権の登記名義人の検索用情報（電子メールアドレスを除く。）を確認することができるものを提供したときに限る。

14　第百五十八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により検索用情報単独申出をする場合について、第百五十八条の十一の規定は検索用情報単独申出をしようとする者が検索用情報申出書又は検索用情報申出添付情報を記載した書面（以下この項において「検索用情報申出添付書面」という。）を送付する場合について、第五十五条の規定は検索用情報申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「登記完了後、申請書類つづり込み帳」とあるのは、「検索用情報管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。

15　前条第四項の規定は、検索用情報申出情報が提供された場合について準用する。

16　登記官は、第六項第二号に掲げる方法により検索用情報申出情報が提供されたときは、前項において準用する前条第四項の規定により申出立件事件簿に記録をする際、検索用情報申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。

17　登記官は、検索用情報単独申出があったときは、職権で、申出のあった所有権の登記名義人についての検索用情報及び登記記録を特定するために必要な事項を検索用情報管理ファイルに記録するものとする。

（検索用情報管理ファイルに記録された事項の変更等）

第百五十八条の四十一　登記官は、検索用情報管理ファイルに記録された第百五十八条の三十八第一項各号に掲げる事項に変更又は錯誤若しくは遺漏があると認めるときは、職権で、検索用情報管理ファイルに変更後又は更正後の当該事項を記録するものとする。

2　検索用情報管理ファイルに第百五十八条の三十八第一項第五号に掲げる事項が記録されている所有権の登記名義人は、法務大臣の定めるところにより検索用情報管理ファイルに記録された当該事項の変更又は削除をすることができる。

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第四号の二の次に次の様式を加える。

別記第四号の三（第百五十八条の四十第十項において読み替えて準用する第百五十八条の九第三項関係）

書面により提出した添付情報の内訳表

登記所の表示	
立件の年月日	
立件番号	
書面により提出した添付情報の表示	
申出人又は代理人の氏名又は名称（代理人が法人であるときはその代表者の氏名を含む。）及び電話番号その他の連絡先	電話番号その他の連絡先

（船舶登記規則の一部改正）

第二条　船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　［略］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。）、代替措置等申出
第二十七条の二第三項	検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出
［略］	

改正後	
読み替える規定	読み替えられる字句
［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。）、代替措置等申出
第二十七条の二第三項	検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出
［略］	

改正後	
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　［同上］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［同上］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
［同上］	

改正前	
（不動産登記規則の準用） **第四十九条**　［同上］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［同上］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農業用動産抵当登記規則の一部改正）

第三条　農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　［略］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規

改正後	
読み替える規定	読み替えられる字句
［略］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
	検索用情報の申出（第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規

改正後	
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　［同上］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［同上］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
［同上］	

改正前	
（不動産登記規則の準用） **第四十条**　［同上］	
読み替える規定	読み替えられる字句
［同上］	
第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項
［同上］	

	定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。）、代替措置等申出	
第二十七条の二第三項	検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出	代替措置等申出
［略］		

［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の不動産登記規則（以下「新規則」という。）中検索用情報の申出（新規則第二十七条の二第一項に規定する検索用情報の申出をいう。）に関する規定は、不動産登記規則附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に係る申出については、適用しない。

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第八項、第九十九条の三第一項、第三項、第五項及び第九項並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

第一条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気装置）	（電気装置）
第十七条の二　（略）	**第十七条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	3　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
4～6　（略）	4～6　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置）	（指定を受けたものとみなす特定装置）
第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部	**第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部

品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第四改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号第二改訂版
三十四の五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（能力審査に係る手数料）	（能力審査に係る手数料）
第二条　機構が法第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	**第二条**　令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額	一　次号に掲げる者以外の者　六百五万七千円
イ　ロに掲げる者以外の者　二百七十四万四千円	
ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　二百六十五万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額	
二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額	二　法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額
イ　ロに掲げる者以外の者　三百三十六万五千円	
ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　三百二十七万一千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額	

品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第三改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十四の三　（略）	（略）
三十四の四　第二条第四十号の四の車両接近通報装置	第百三十八号改訂版
三十四の五～四十二　（略）	（略）

２・３　（略）

（自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正）

第四条　自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（許可の対象となる行為） **第一条**　道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車について行われるものを除く。）とする。 ２・３　（略） （許可の手続） **第二条**　法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。 ２　前項の証明を受けようとする者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第四条第一項第一号の基準に適合することについての証明を受けようとする場合にあっては第一号様式、同項第二号の基準に適合することについての証明を受けようとする場合にあっては第二号様式）を、機構に対し、その写しを提出しなければならない。 一～三　（略） ３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　（略） 二　申請者の能力が第四条第一項第一号又は第二号の基準に適合することを証する書面 ４　（略） ５　国土交通大臣は、第一項の証明をしたときは、次の各号に掲げる基準に適合する申請者に対し、当該各号に定める証明書（以下「能力基準適合証明書」という。）を交付するものとする。 一　第四条第一項第一号に掲げる基準　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書（第三号様式） 二　第四条第一項第二号に掲げる基準　プログラム等の適切な管理及び確実な改変に関して特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書（第四号様式） ６～８　（略）	（許可の対象となる行為） **第一条**　道路運送車両法（以下「法」という。）第九十九条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、法第四十一条第一項各号に掲げる装置の性能の変更（軽微な変更（当該変更に係る自動車が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合することが明白であるものをいう。）を除く。）を行う改造（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車について行われるものを除く。）とする。 ２・３　（略） （許可の手続） **第二条**　法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。 ２　前項の証明を受けようとする者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、機構に対し、その写しを提出しなければならない。 一～三　（略） ３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　（略） 二　申請者の能力が第四条第一項の基準に適合することを証する書面 ４　（略） ５　国土交通大臣は、第一項の証明をしたときは、申請者に対し、特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有する者であることを証する証明書（以下「能力基準適合証明書」という。）（第二号様式）を交付するものとする。 （新設） （新設） ６～８　（略）

２　法第九十九条の三第一項の許可を申請しようとする者が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）第二条第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けた者又は同令第三条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者である場合には、前項の規定にかかわらず、令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、零円とする。

２　法第九十九条の三第一項の許可を申請しようとする者が、特定改造省令第二条第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けた者又は同令第三条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者である場合には、前項の規定にかかわらず、令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、零円とする。

第三条　（略）

２　申請者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第五号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車を、機構の求めに応じ、機構に提示しなければならない。

一～四　（略）

３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第二号及び第五号を除く。）を添付しなければならない。

一　前条第五項第一号及び第二号（二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪自動車について特定改造等をしようとする場合にあっては、同項第一号）に定める証明書の写し又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める書面

二～六　（略）

４　（略）

５　国土交通大臣は、許可をしたときは、申請者に対し、許可証（第六号様式）を交付するものとする。

（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、次に掲げるものとする。

一　サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムが、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していること。

二　プログラム等の適切な管理及び確実な改変のための業務管理システムが、国土交通大臣が告示で定める基準に適合していること（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車について特定改造等をしようとする場合に限る。）。

２・３　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　許可に係るプログラム等の改変による改造に関し、国土交通大臣が告示で定める情報を記録するとともに、これを許可を受けた者の施設において保管すること（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車について特定改造等をしようとする場合に限る。）。

三・四　（略）

附　則

（施行期日）

１　（略）

（経過措置）

２　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。

第三条　（略）

２　申請者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第三号様式）を、機構に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車を、機構の求めに応じ、機構に提示しなければならない。

一～四　（略）

３　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第二号及び第五号を除く。）を添付しなければならない。

一　申請に係るプログラム等の改変による改造に係る能力基準適合証明書の写し又はこれに準ずるものとして国土交通大臣が告示で定める書面

二～六　（略）

４　（略）

５　国土交通大臣は、許可をしたときは、申請者に対し、許可証（第四号様式）を交付するものとする。

（許可の基準）

第四条　法第九十九条の三第三項第一号の国土交通省令で定める申請者の能力の基準は、特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして、プログラム等の適切な管理及び確実な改変並びにサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次項及び第五条第三号において同じ。）を確保するための業務管理システムに関し、告示で定める基準とする。

（新設）

２・３　（略）

（遵守事項）

第五条　法第九十九条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　許可に係るプログラム等の改変による改造に関し、国土交通大臣が告示で定める情報を記録するとともに、これを許可を受けた者の施設において保管すること。

三・四　（略）

附　則

（施行期日）

１　（略）

（経過措置）

２　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）のうち、国土交通大臣が告示で定めるものについて、特定改造等をしようとする者については、当分の間、第二条、第三条第三項第一号、第四条第一項及び第五条（第一号を除く。）の規定は、適用しない。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第一号様式（サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明申請書）（第二条関係）

自動車検査登録印紙

受付番号（※）

受付年月日（※）

サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

申請に係る業務管理システムの名称

特定改造等の種類

申請者の氏名又は名称及び住所

備考

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　※の欄は、申請者が記入しないこと。

第二号様式（プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明申請書）（第二条関係）

自動車検査登録印紙

受付番号（※）

受付年月日（※）

プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

申請に係る業務管理システムの名称

特定改造等の種類

申請者の氏名又は名称及び住所

備考

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　※の欄は、申請者が記入しないこと。

第四号様式を次のように改め、同様式を第六号様式とする。

第六号様式（特定改造等許可書）（第三条関係）

特定改造等許可証

許可番号	
申請に係る改造のためのプログラム等の名称	
特定改造等の種類	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可の条件又は期限	
サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明書の証明番号	
プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書の証明番号	

道路運送車両法第99条の３第１項の規定により、申請のあった特定改造等を許可する。

交付年月日　　年　　月　　日

国土交通大臣　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第三号様式を第五号様式とし、第二号様式の次に次の一様式を加える。

第三号様式（サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明書）（第二条関係）

サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明書

Certificate of Compliance for Cyber Security Management System
With UN Regulation No. 155

証明番号 Certificate Number	
申請者の氏名又は名称 Name of Manufacturer	
申請者の住所 Address of Manufacturer	
申請に係る業務管理システムの名称 Name of Management Systems	
特定改造等の種類 Means of Software Update	
証明書の有効期限 Date of Expiry	

自動車の特定改造等の許可に関する省令第２条第１項の規定により、申請のあった業務管理システムに関するサイバーセキュリティの確保を適確に実施するに足りる能力について、同項の証明を受けたことを証する。

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism certifies that the Management systems of the manufacturer comply with the provision of paragraph 7.2 of Regulation No.155.

交付年月日　　年　　月　　日
Date of issue

国土交通大臣　印
The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（日本産業規格Ａ列４番）

第四号様式（プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書）（第二条関係）

プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る

能力基準適合証明書

Certificate of Compliance for Software Update Management System
With UN Regulation No. 156

証明番号 Certificate Number	
申請者の氏名又は名称 Name of Manufacturer	
申請者の住所 Address of Manufacturer	
申請に係る業務管理システムの名称 Name of Management Systems	
特定改造等の種類 Means of Software Update	
証明書の有効期限 Date of Expiry	

自動車の特定改造等の許可に関する省令第２条第１項の規定により、申請のあった業務管理システムに関するプログラム等の適切な管理及び確実な改変を適確に実施するに足りる能力について、同項の証明を受けたことを証する。

The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism certifies that the Management systems of the manufacturer comply with the provision of paragraph 7.1 of Regulation No.156.

交付年月日　　年　　月　　日
Date of issue

国土交通大臣　印
The Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第三改訂版に基づき行われた認定（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。次項において同じ。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。次項において同じ。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに備えるもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新装置型式指定規則」という。）第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第三改訂版に基づき行われた認定（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）は、当分の間、新装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧装置型式指定規則第五条第一項の表第三十四号の四下欄に掲げる第百三十八号改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新装置型式指定規則第五条第一項の表第三十四号の四下欄に掲げる第百三十八号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

第三条　二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の特定改造等を行おうとする者は、令和十一年六月三十日までの間は、道路運送車両法第九十九条の三の規定にかかわらず、当該特定改造等を従前の例により行うことができる。

２　この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の自動車の特定改造等の許可に関する省令第二号様式による能力基準適合証明書（次項において「旧能力基準適合証明書」という。）は、同条の規定による改正後の自動車の特定改造等の許可に関する省令第三号様式及び第四号様式による能力基準適合証明書（次項において「新能力基準適合証明書」という。）とみなす。

３　旧能力基準適合証明書を有する者は、当該旧能力基準適合証明書と引換えに、新能力基準適合証明書の交付を受けることができる。